



ミャンマーIP 速報

Client Alert

2022年 3月

For more information, please contact:

Andy Leck +65 6434 2525 andy.leck@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ: Yoko Inoue (井上 洋子) +65 6434 2605 yoko.inoue @bakermckenzie.com

ミャンマー商標の最新情報 - 2022年3月

ミャンマー商務省(「**MOC**」)ミャンマー知的財産局(「**MIPD**」)は、2022 年 2 月 25 日から 2022 年 3 月 1 日に渡り、現地商標代理人向けに、2019 年新商標法に関するトレーニングセッションを実施した。

本トレーニングセッションで得られた重要情報を以下に纏める。

1. ミャンマーにおける新商標法

2020 年 10 月 1 日に開始された「ソフトローンチ期間」は、MOC が 2020 年第 63 オーダー(「オーダー」)で発表した。オーダーには「ソフトローンチ期間」の終了日は記載はなかったが、多くが「ソフトローンチ期間」は 6 ヶ月間続き、その後、新しい商標登録制度の「グランドローンチ」に進むと予想していた。従って、新商標登録制度の実施については、「ソフトローンチ期間」と「グランドローンチ」の二段階のみと想定されていた。

ソフトローンチ期間には、証書登録事務所に提出された所有権宣言書 (Declarations of Ownership)を通じて登録された商標と、ミャンマーで使用された商標(例えば、警告通知(Cautionary Notice)の発行により証明される商標) (「登録商標/使用商標」)の出願に限定され、その他の商標(つまり「新規商標」)はグランドローンチ後にのみ出願可能であるとされていた。

しかしながら、MIPD が先日実施したトレーニングによると、新しい商標登録制度の導入には、さらに 2 つの段階があるとのことである。さらに重要なことは、登録商標/使用商標は、ソフトローンチ期間後も出願可能ということである。

フェーズ 1

現在はフェーズ 1 にあたる。「ソフトローンチ期間」中は、登録商標/使用商標に限り出願できる。この期間に提出されたすべての商標出願には「共通出願日」、 すなわち「グランドローンチ」の初日(発表予定)が付与される。

なお、現在のところ、フェーズ1期間中に公式料金の支払いは出来ない。

フェーズ 2

フェーズ2も「ソフトローンチ期間」の一部とみなされる。唯一の違いは、公式料金の支払いが可能になることである。フェーズ1と同様、登録商標/使用商標に限りこの移行フェーズ2期間中に出願できる。フェーズ1と同様に、この期間中に提出されたすべての商標出願には「共通出願日」、すなわち「グランドローンチ」の初日(発表予定)が付与される。



©2022 Baker & McKenzie. All rights reserved. Baker & McKenzie International is a Swiss Verein with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional services organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.



公式料金の支払いに関する MIPD の公式発表や詳細が判り次第、最新情報をお伝えする。

フェーズ 3

新しい商標登録システムのグランドローンチは、フェーズ3で行われる。

このフェーズにおいては、新規商標を新しい電子商標制度で出願できるようになる。すべての新規商標の出願には、出願日、すなわち、MIPD が完全な出願書類と規定の公式料金を受領した日が記載されることになる。

MIPD が実施したトレーニングセッションによると、登録商標/使用商標の出願はフェーズ3の間、すなわち「グランドローンチ」後であっても継続して出願できるようである。フェーズ3の間に出願されたすべての登録商標/使用商標の出願には、フェーズ1および2で出願された商標よりも遅い日となる共通の出願日が付与される可能性がある。この後の共通の出願日がいつになるかは、まだ明らかにされていない。

フェーズ 4

フェーズ4は最終段階となる。フェーズ3とは異なり、フェーズ4に出願された登録商標/使用商標のすべての出願には「共通出願日」は付与されない。

つまり、すべての新規商標および登録商標/使用商標の出願には、実際の出願日、つまり、MIPD が完全な出願書類と規定の公式料金を受領した日が記載される。

現時点では、この4フェーズ別の取り組みに関する MIPD からの公式発表はない。ミャンマー国の不透明な国内情勢を考慮すると、最終的にこれらの取り組みが実施されるかは不確実である。

今後、進展等が確認され次第、改めてお知らせする。

2. 委任状/代理人任命

新しい電子商標制度で提出されるすべての商標出願には、公式代理人任命書 (Form TM2)の提出が義務付けられる。Form TM2 がミャンマー国外の出願人により作成される場合、公証は必要となるが、認証手続きは必要ない。

私共のMIPDとの非公式な話し合いによると、フェーズ3とフェーズ4において、商標出願が「完全出願」の要件を満たし、出願日が付与されるためには、Form TM2を商標出願と一緒に提出する必要がある。

Form TM2 が MIPD によって確定され次第、共有する。



3. 商標登録手続き

すべての商標登録出願は、まず、MIPD による方式審査と絶対的な根拠(例えば、識別性)に基づく実体審査を受ける(「一次審査」)。

一次審査に通過した出願商標は、商標ジャーナルに60日間掲載され、異議申立に付される。

第三者が商標登録出願について異議申立した場合、MIPD は相対的な理由 (同一または類似の先行商標に基づく異議申立)に基づく審査と、絶対的な理由に基づく審査を再度実施する(「二次審査」)。

異議申立期間中に異議がなかった場合、または二次審査に合格した場合、 MIPD は商標を公告し、その後登録証明証が発行される。

ミャンマーにおける商標登録の全プロセスの詳細については、MIPD の公式ウェブサイトに掲載されているフローチャートを参照されたい。

ミャンマーにおける商標登録プロセスは、類似または同一とみられる先行商標が自動的に登録の障害とならないことから、多くの法域で採用されている標準的な商標登録プロセス(つまり、商標は相対的な根拠に基づいて審査され、先行商標は自動的に登録の障害となる)とは異なっている。

そのため、欧州連合や英国で採用されている商標登録プロセスと同様に、先 行商標の所有者は、公開商標を監視の上、異議申立により、商標登録に異議 を唱える責任を負うことになる。

www.bakermckenzie.com

Baker & McKenzie

8 Marina Boulevard #05-01 Marina Bay Financial Centre Tower 1 Singapore 018981

Tel: +65 6338 1888 Fax: +65 6337 5100 私共は、引き続き今後の動向を注視して参ります。ご質問やご不明な点等がご ざいましたら、何なりとご連絡ください。

なお、ミャンマーの現地メンバーはここ数週間、頻繁な停電に見舞われており、 今後数ヶ月については停電の頻度が高くなることが予想されています。そのため、対応に遅れが生じる場合がございます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。